

スクラム高槻 「地元のお店応援券」第7弾取扱店舗募集要項
(令和7年度高槻市プレミアム付商品券事業)

事業概要

- ・ 目的 市域の店舗で使用できるプレミアム付商品券としてスクラム高槻「地元のお店応援券」第7弾を発行・販売し、物価高騰の影響から、市民生活・経済活動が疲弊する中、消費喚起による地域活性化並びに市民の家計への支援を目的とします。
- ・ 発行主体 高槻市
- ・ 商品券の名称 スクラム高槻「地元のお店応援券」第7弾（以下、「商品券」という）
- ・ 商品券利用期間 **【デジタル商品券】** 令和7年7月1日（火）～9月30日（火）
【紙商品券】 令和7年7月4日（金）～9月30日（火）
- ・ 商品券販売期間 **【デジタル商品券】** 令和7年4月7日（月）～9月16日（火）※メンテナンス期間を除く
【紙商品券】 令和7年7月4日（金）～9月16日（火）
- ・ 商品券の構成 **【デジタル商品券】** 1口あたり5,250円分チャージ
〈1口の内訳〉 飲食店・小規模店舗応援券 2,625円分
全店舗共通券 2,625円分
【紙商品券】 1口あたり5,000円分（500円×10枚）
〈1口の内訳〉 飲食店・小規模店舗応援券 5枚
全店舗共通券 5枚
- ・ 商品券の販売 販売額 1口あたり2,000円
販売予定数量 34万口（予定） ※1世帯あたり最大2口まで購入可能
- ・ 販売対象 令和7年2月1日又は令和7年5月15日に高槻市に住民登録がある方が含まれている世帯
- ・ 販売方法 **【デジタル商品券】** デジタル商品券専用サイトにて販売
【紙商品券】 市内約50か所に設置（予定）する販売所で販売 ※商業施設等

1. 取扱店舗の条件等について

(1) 参加資格

下記の要件を全て満たしている者としてします。

- ① 市内に営業設備（可動式のものを除く）を有し、サービスの提供や物品の販売を市内で店員が常駐し、行う者であること。
- ② 「2.商品券に係わる留意事項（1）利用対象にならないもの」に掲げる取引、商品以外を取り扱う者であること。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等の営業を行っている者でないこと。
- ④ 特定の宗教・政治団体の運営を目的としている者や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者でないこと。
- ⑤ 営業に必要となる官公庁の適切な許認可を得ている者であること。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者等であること。
- ⑦ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団

又は暴力団員を利用していないこと。

⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

⑪ 上記⑦から⑩の内容について、必要に応じ市から警察に情報提供を行うことについて同意すること。

(2) 利用券種

① 飲食店・小規模店舗応援券

次の(ア)～(オ)を除く店舗で使用することができる商品券

(ア) 百貨店

(イ) ドラッグストア(薬局を含む。)

(ウ) 売場面積が250㎡以上のスーパー

(エ) 売場面積が1,000㎡以上の大規模店舗

(オ) アからエまでのいずれかの店舗と換金請求を一体的に行う店舗

② 全店舗共通券

全ての店舗で使用することができる商品券

2. 商品券に係わる留意事項

(1) 利用対象にならないもの

① 税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等の支払

② 有価証券、ビール券、図書カード、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの及び実質的に商品券の有効期限を延長することとなるものの購入(あらかじめ届出を行い、高槻市が認めたものを除く)

③ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

④ 医療保険や介護保険等の公的保険制度の一部負担金

⑤ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

⑥ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料金(一時預かりに係るものを除く)等の不動産に関わる支払

⑦ 現金との換金、金融機関への預入

⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に要する支払

⑨ 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反する取引

⑩ その他、前各号に類するもの、又は、社会通念上、商品券利用対象として市長が適当と認めないもの

(2) 取り扱いに関すること

① 商品券は、利用期間内の物品販売またはサービス提供等の取引においてのみ利用可能とします。

② 商品券により支払いを受けた物品等は、返品対応を行わないでください。不良品の場合は、必ず良品との交換でご対応ください。

③ 現金との交換・両替は行わないでください。

④ お釣りは渡さないでください。また、取引代金の不足分は現金等で受け取ってください。

⑤ 利用者から紙商品券を受け取る際は、申請承認された店舗にお届けする「取扱店舗マニュアル」に記載の紙商品券と照合し、相違がないことを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造券であることが判別できる場合は、紙商品券の受け取りを拒否するとともに、商品券事務局にもご報告ください。

⑥ 利用者からデジタル商品券を提示された際は、スマートフォンの画面を目視し、支払金額に相違がないことや支払いが完了したことを確認してください。デジタル商品券の支払い確認方法については、申請承認された店舗にお届けする「取扱店舗マニュアル」に記載しています。

⑦ 利用者から受け取った紙商品券は、再流通を防ぐため速やかに裏面に取扱店舗名を記載してください(ゴム印可)。また、既に取扱店舗名の記載があるものは受け取りを拒否してください。

⑧ 受け取った紙商品券は、換金請求まで取扱店舗で責任をもって保管・管理をしてください。

⑨ 盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(高槻市)は責を負いません。

3. 登録申請

(1) 申請方法

本要項に同意の上、下記のいずれかの方法で申請してください。申請は店舗ごとに必要ですが、本部・本社等で取りまとめて提出していただいても結構です。登録料は無料です。

① Web 申込の場合

- ・ 専用サイト内の申請フォームから必要事項を入力して送信してください。
- ・ 令和7年3月17日（月）から募集を開始します。
- ・ 専用サイトの URL ⇒ <https://scrumtakatsuki07.com>



② 郵送申込の場合

- ・ 専用サイトから申込できない場合は郵送での申込が可能です。
- ・ 「取扱店舗登録申請書」「同意・誓約書」に必要事項を記入の上、申し込んでください。

【宛先】 〒550-8691 日本郵便株式会社 大阪西郵便局 私書箱181号
スクラム高槻 「地元のお店応援券」第7弾事務局 係

※ FAX でのお申込みはできません。

(2) 登録募集期間

① 1次募集期間 令和7年3月17日（月）～4月4日（金） <必着>

期限までに申請いただいた店舗は、専用サイトの「使えるお店を探す」ページへ4月11日（金）以降順次4月30日（水）までに掲載いたします。

（4月7日（月）からデジタル商品券の登録・購入がスタートします。この機会をぜひお店の宣伝にご活用ください！）

※ 1次募集期間終了後に承認された店舗も、随時、専用サイトへ掲載します。

② 2次募集期間 令和7年5月7日（水）<必着>

期限までに申請いただいた店舗は、紙商品券購入者に配布する「取扱店舗一覧冊子」に店舗情報を掲載する予定です。また、7月1日（火）のデジタル商品券利用開始時点から、取り扱いができます。

③ 随時募集期間 令和7年8月1日（金）まで <必着>

上記①、②の期間後も、随時募集しています。承認手続きの関係上、ご希望の店舗は早めに商品券事務局までお問合せください。

(3) 取扱店舗の審査

- ・ 申請のあった店舗は、所定の審査を経て、取扱店舗として承認し、登録します。
- ・ 審査時に申込内容に疑義等があり、商品券事務局から問合せを行った結果、申請内容と異なる登録内容とさせていただきます。（利用券種の店舗区分等）
- ・ 6月中旬頃、承認された店舗には承認通知とともに参加キットを郵送等にて送付し、非承認店舗には審査結果のみを郵送にて送付します。

4. 換金について

(1) 換金請求

【デジタル商品券】

店舗からの換金請求は不要です。利用データを商品券事務局で抽出し、下記（2）のとおり振込します。

※ 利用データはデジタル商品券専用サイトの管理画面よりご確認ください。詳細は参加キットに同封の「取扱店舗マニュアル」をご確認ください。

【紙商品券】

使用済商品券と換金請求書等の必要書類を商品券事務局へ送付してください。

※ 受付期間については、参加キットに同封の「取扱店舗マニュアル」をご確認ください。

(2) 支払い

換金請求金額と紙商品券の請求枚数およびデジタル商品券利用データの確認を行い、精算金額を取扱店舗の指定口座へ振り込みます。

※ 月2回程度の締め切り日を設け、締め切り日から概ね2週間程度で入金します。

換金方法等の詳細は、参加キットに同封の「取扱店舗マニュアル」をご確認ください。

(3) 取扱店舗控え部分の保管（紙商品券のみ）

- ・使用済商品券を換金する際、万一入金額に差異があった場合に備え、確認のため、取扱店舗控え部分を入金確認が完了するまで大切に保管してください。
- ・取扱店舗控え部分がない場合は、入金額に差異があっても異議の申出には応じられません。また、控えがある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議の申出には応じられませんのでご注意ください。

5. 取扱店舗の取消等

本要項に違反する行為が認められた場合、申請内容に虚偽・不備等があった場合は換金の拒否や取扱店舗の登録を取り消すことがあります。

6. その他留意事項等

- ① 取扱店舗は、商品券取扱店舗であることが明確になるよう、商品券事務局より配布するステッカー、ポスター等を利用者が見やすく分かりやすい場所に掲示してください。また、商品券事務局より配布するデジタル商品券の決済用QRコードは、利用者が会計時に使用できるようご準備しておいてください。
- ② 利用期間中に閉店や登録情報に変更があった場合は、速やかに商品券事務局にご連絡ください。
- ③ 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定する等はお控えください。
- ④ 取扱店舗として広告などを予定されている際に、本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物・掲出等を希望される場合は、事前に高槻市の承認が必要となります。専用サイトに申請様式を掲載しますので、必要事項を記載し、事務局へ提出してください。
- ⑤ 取扱店舗登録後に途中辞退し、店舗側の都合で商品券の取扱いを取り止めた場合、損害賠償等が発生する場合があります。
- ⑥ この募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、高槻市がその対応を決定します。
- ⑦ 当該事業の円滑な運営に、ご協力をお願いいたします。
- ⑧ デジタルと紙の商品券の両方をお取り扱いいただきます。やむを得ない事情によりデジタル商品券のお取り扱いができない場合は、商品券事務局までご相談ください。

【お問合せ先】スクラム高槻「地元のお店応援券」第7弾事務局

TEL : 0570-000-008 受付時間：9時30分～18時00分（土・日・祝日を除く）